



「向日葵」

TAINS だより夏号をお届けします。

今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止による経済活動自粛など、過去に例のない夏を迎えています。

TAINS 研修も今年上半期、全国各地で予定されておりましたが、三密の回避や都道府県を跨ぐ行動自粛などにより開催がすべて中止となってしまいました。

そんな環境の中、ご自宅や事務所で閲覧することが可能なオンデマンド研修が TAINS の研修サイトに収録されております。ぜひご利用いただければ幸いです。

一般社団法人日税連税法データベース
 上田 健一

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しよー君
 (消費税担当)



もろ君
 (諸税担当)



ちーちゃん
 (地方税担当)



あいちゃん
 (相続税担当)



ほう君
 (法人税担当)



ところ君
 (所得税担当)

Contents / 目次 2020 夏号 VOL26 No.223

- ご挨拶 TAINS編集長 三木 義一 — 2
- 特別寄稿 新型コロナウイルス感染症に
 関する税制について 3
 東京税理士会 川島 雅 / 熊王 征秀 / 住吉 真
- メールニュース(2020年4月~2020年6月収録) 16
- DB収録情報、会員数 22

ご挨拶



TAINS編集長 三木 義一

—税理士の未来につながるデータベースの構築を目指して—

2020年の4月からTAINSの編集長を務めさせていただくことになった。このデータベースにはかねてよりお世話になっていたもので、定年になったら、何らかのご恩返しをしようと思っていたところに、編集長のお話をいただいた。何とも不思議な感じがする。このご縁を大切にして、利用者の皆さまにも、TAINSがよりよくなった、より利用したくなった、と言われるようにしたいと思っている。

コロナ禍で社会は激変しはじめている。大学の授業もオンライン化した。通常だったら、教員の反対でまったく不可能だったと思われる。しかし、実際にやってみると双方に利便性が高いことが理解され、おそらくコロナ禍がおさまっても、各大学の一般講義の大半はオンラインになるだろう。対面授業はゼミや実習などの授業に限定されていこう。そうすると、講義教室確保のためのキャンパス巨大化の従来の大学像を根本的に変えなければならなくなり、図書館の機能も相当変わってこよう。同時に、企業での勤務も変わりはじめている。オンラインで在宅でも多くの仕事ができるようになっている。さらに、ZOOM等を使えば、録画が極めて簡単になった。これにより弁護士事務所や税理士事務所は、依頼者との交渉がだいぶ変わってこよう。税理士業務の場合も、依頼者との約束で負った債務の内容は、話し合いをZOOMで行い録画しておけば明確になり、言った言わないの争いはなくなるだろう。

こういう変化を先取りし、税理士業務を支えることのできるデータベースとはなんだろう。TAINSはまず、その使命である税務訴訟関係の諸資料を充実させることに加えて、動画資料の激増に対応すべきだろうし、先輩税理士の方々の業績を若手がきちんと引き継げるような配慮も必要な気がする。こんなことに留意しながら、編集長業務に取り組んでいきたいが、気づかない点も多いと思うので、是非税理士の皆さまからの改善の要望を遠慮なく出して欲しいと願っている。それでは、体が元気で惚けないうちは、頑張りますので、どうかよろしく!

『新型コロナウイルス関連税制のポイント』

税理士 川島 雅 (東京税理士会 神田支部)
税理士 熊王 征秀 (東京税理士会 武蔵野支部)
税理士 住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)

はじめに

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に罹患されたみなさま、多大な影響を受けられているみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者のみなさま、そして、コロナ対応に当たられているすべてのみなさまに、あらためて敬意と感謝申し上げます。

ご高承のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響に対処するため、税制面においても様々な措置が講じられております。国税庁では、『国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ』(以下、このFAQを本稿では、『国税庁FAQ』といいます)を公表しており、日々更新されています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

また、令和2年4月30日には『新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律』(以下、本稿では『新型コロナ税特法』といいます)が施行され、また、地方税法において改正が行われました(以下、本稿では『改正地方税法』といいます)。

そこで、TAINSでは、今回、緊急企画としてTAINS研修講師陣による『新型コロナウイルス関連税制のポイント』をまとめることといたしました。新型コロナウイルス関連税制は多岐にわたっており、また、非常に複雑で難解な法律構成になっています。新型コロナの終息が依然として不透明であり、日々関連税制も変わっているこの時期に、その全容について取り上げることは難しく、今回は実践的に、かつ、コンパクトにポイントを確認すべきと考え、以下の項目から、本稿をまとめることとしております。

- I 新型コロナウイルスによる納税猶予の特例
- II 事業用家屋・償却資産に係る固定資産税等の減免

- III 給付金・助成金等の税務上の取扱い
- IV 役員給与(定期同額給与)の取扱い
- V 消費税の取扱い

執筆は、TAINS研修講師をお願いしております川島雅先生に(IV)を、熊王征秀先生に(V)をご担当いただきました。その他は、TAINS事業部委員の住吉真が担当しております。

実際の申告・申請等にあたっては、必ず最新の情報をご確認ください(本稿は令和2年7月10日時点において執筆しております)。

なお、TAINSでは、本稿執筆陣による新型コロナウイルス関連税制についてのパネルディスカッションの配信を予定しておりますので、あわせてご覧いただければ幸いです。

I 新型コロナウイルスによる納税猶予の特例

※納税猶予についての詳細は、国税の納税の猶予制度に関するFAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>をご参照ください。

1. 特例猶予とは

国税の猶予制度は、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となる時や、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度であり、①換価の猶予(国徴法151及び151の2)と②納税の猶予(通法46)がありますが、今回、「令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税」について、③納税の猶予の特例(特例猶予)

が創設されました（新型コロナ税特法3）。

2. 特例猶予の要件

(1) 対象税目

国税における特例猶予は、「令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税」が対象であり、納期限が期間内にあればほとんど全ての税目が対象とされていますが、印紙で納付する印紙税のほか、外国貨物を保税地域から引き取る場合の消費税や出国する際に直接税関長に納付する方式の国際観光旅客税については対象となりません（通法46①、通令14①）。

したがって、具体的な納期限が期間内にあれば、確定申告分だけでなく、中間申告分や予定納税、修正申告分、さらに告知・決定などにより生じた税金であっても猶予の適用を受けることができます。

令和3年は1月31日が日曜日であることから、例えば、令和2年11月末決算法人の法人税・消費税の確定申告分についても納期限は令和3年2月1日となり、特例猶予の対象となります。

(2) 申請要件

この特例猶予の要件は、

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少していること
- ②国税を一時に納付することが困難な場合となっています。

ここにおいて①「新型コロナウイルス感染症の影響」ですが、その影響が直接的な影響か、間接的な影響かは問わないこととされており、収入減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響であることを証明する必要はなく、申請の際に、新型コロナウイルス感染症等が事業に与えた影響を、申請書にあらかじめ記載してある項目（例えば「イベント等の自粛で収入が減少」）の中から選んでチェックすればよいこととされています。

また、「任意の期間（1か月以上）」とは、暦通りの月である必要はなく、例えば3月15日～4月14日など、月の途中からの1か月でも構わないこととされています。

次に、②「国税を一時に納付することが困難な場合」とは、「納付すべき国税の全額を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき国税の全額を一時に納付することにより納税者の事業の継続若しくは生活の維持を困難にすると認められること」をいいますが、その判定

に当たって、当面必要な運転資金として、事業継続のために少なくとも6か月間に支出が予定されている費用及び事業継続のために必要な臨時支出を考慮することとされました。したがって、納税資金がある場合、従来の猶予制度では猶予を受けられませんでした。今回の特例猶予では、当面（6か月間）必要な運転資金を下回る場合は猶予を受けることができます。

(3) 手続要件

特例猶予の申請は、その対象となる国税の納期限までに行う必要があります（新型コロナ税特法3による読替え後の通法46①）。

ただし、特例猶予については、やむを得ない理由があると認められる場合には、申請期限を経過していても申請を行うことができます（新型コロナ税特法3による読替え後の通法46①かっこ書）。この場合の「やむを得ない理由があるか」については、柔軟に取り扱うこととされていますが、単純に忘れて申請がされていないような場合は、やむを得ない理由があるとは認められません。なお、外出自粛要請等により、猶予申請ができない環境である場合は、申請期限を個別に延長できる場合（通法11）があるとされています。

特例猶予の申請に当たっては、以下の書類を申請書とともに提出します。

- ①本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿の写し
※会計ソフトから出力した収支状況が記載された書類（例：試算表）でも可。
- ②手元資金の有り高が分かる現金出納帳や預金通帳の写し

（注）源泉所得税について特例猶予を申請するときは、所得税徴収高計算書

なお、直近（2か月程度）において地方税や社会保険料の特例猶予を受けている場合は、その申請書及び許可通知書の写しを添付することにより、国税の猶予申請書のうち地方税等の申請と重複する事項の記載や上記①・②の添付が省略できます。

さらに、帳簿等を準備することが難しい場合は、職員による聞き取りで対応することとされています。

猶予申請書の提出は、e-Tax でも行うことができ、また、税理士による代理申請も可能です。

(4) 担保の提供

特例猶予については、担保は不要とされています（通法46⑤参照）。

3. 特例猶予の効果

(1) 猶予期間

特例猶予については、原則1年間納税が猶予されます（新型コロナ特法3による読替え後の通法46①）。この場合には、猶予期間中（原則1年間）の任意の時期に納付できます（分割納付をすることもできます）。

ただし、中間申告分や予定納税分についての猶予期間は、その猶予を受けた中間申告分や予定納税分と同じ年分（事業年度）の確定申告期限までとなります（新型コロナ特法3による読替え後の通法46①かつ書、通令13②）。

(2) 猶予の通知

納税者から申請のあった特例猶予を許可した場合は、納税者に対して、「納税の猶予許可通知書」を送付します（通法47①）。この通知書には、猶予税額や猶予期間のほか、特例猶予が適用されたことが分かるように根拠法令として、「新型コロナ臨時特例法第3条による国税通則法第46条第1項」が記載されることとなっています。

申請書を提出してから結果（猶予の許可）が通知されるまでの期間については可能な限り迅速な対応として、6月下旬時点においては、申請書が税務署に到達してから、1週間から2週間程度で対応するとされており、1～2週間で「猶予許可通知書」が到着しない場合は、税務署において確認したい事項があると考えられます。

(3) 納税証明書の取り扱い

①納税証明書（その1）

納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明特例猶予の適用を受けている場合は、納税証明書の「備考」欄に、以下のとおり特例猶予の適用を受けている旨が記載されます。

（注）従来の「納税の猶予」や「換価の猶予」といった納税緩和措置の適用を受けている場合にも、その適用条項により納税緩和措置の適用を受けている旨が記載されます。

（記載内容）「上記未納税額●●円については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定による納税の猶予中です（猶予期限：令和●年●月●日）。」

②納税証明書（その3）（その3の2）（その3の3）

未納の税額がないことの証明は、特例猶予の適用を受けている税目に関しては発行されません。

4. 地方税の特例猶予

(1) 地方税の特例猶予

地方税においても、令和2年2月1日から令和3年2月1日までの期間について、国税同様の特例猶予が創設されました（改正地方税法附則59）。

(2) 手続きの簡素化

申請の際の負担の軽減とともに、迅速かつ柔軟な猶予の適用に鑑み、

①猶予申請書の様式は、国税、地方税、社会保険料において可能な限り共通化する

②国税の猶予が既に許可されている場合には、地方税等の猶予申請に当たり、国税の猶予申請書及び猶予許可通知書の写しを添付することで、

・地方税等の猶予申請書の記載等を大幅に省略できる（注）
・地方税等における審査を大幅に省略し、迅速に猶予を許可することとしています。

（注）例えば、地方税の猶予申請書には、住所・氏名のほか猶予対象税額など、「1申請者名等」を記載し、「2猶予可能額の計算」欄については、「別紙国税の申請書のとおり」等と記載することにより、記載と添付資料を省略することができます。

II 事業用家屋・償却資産に係る固定資産税等の減免

※固定資産税の減免についての詳細は、中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html> をご参照ください。

1. 事業用家屋・償却資産に係る固定資産税の減免
事業収入が大幅に減少している中小事業者等に対して、令和3年度分の事業用家屋と償却資産に係る固定資産税および都市計画税が減免されることとなりました（改正地方税法附則61）。

(1) 対象となる中小事業者等

対象となる中小事業者等とは、租税特別措置法に規定する中小事業者等（措法10⑦、42の4⑧参照）であり、以下の者をいいます。

- ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。
- ②資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下の場合

ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。

- (i) 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- (ii) 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業を行う事業者は除かれています。

(2) 対象となる資産および税目

- ①事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税
- ②事業用家屋に対する都市計画税

ここにおいて事業用家屋とは、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。したがって、店舗併用住宅のように、事業用と居住用が一体となっている家屋についても対象となりますが、その場合、事業専用割合に応じた部分が対象となります。また、この場合は、申請の際に以下の書類の写しを添付して、事業用と居住用の別を示す必要があります。

- ・ 所得税の申告用に算出している事業専用割合（青色の場合は「所得税青色申告決算書」の「減価償却費の計算」における「事業専用割合（％）」
- ・ 白色の場合は「収支内訳書」の「減価償却費の計算」における「事業専用割合（％）」
- ・ 上記以外にも、公的な書類で事業用と居住用の別が記載されているものであれば証明書類になるとされています。

(3) 減免される額

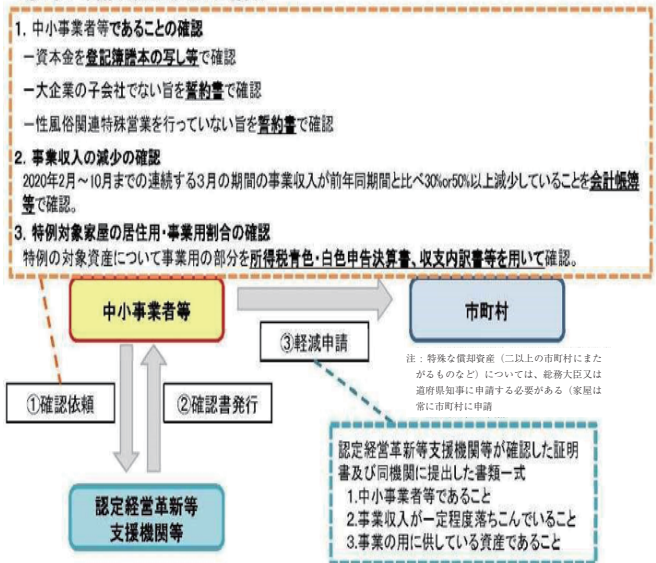
事業収入の減少割合に応じて、以下のとおり減免されます。

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額

(4) 減免を受けるための手続き

- ①中小事業者等は、まず、税理士等の認定経営革新等支援機関等に、
 - (i) 中小事業者等であること
 - (ii) 事業収入の減少
 - (iii) 特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受けます
- ②事業者は、認定経営革新等支援機関等から確認書を発行してもらい、令和3年1月以降に申請期限（令和3年1月末）までに固定資産税を納付する市町村等に必要書類（詳細は未定）とともに軽減を申請します

<参考>申請の流れ(法人の場合)



出典：中小企業庁

なお、軽減を申告する資産は令和3年1月1日時点（賦課期日）の資産と一致している必要があります。したがって、令和2年中に新たに資産を取得する予定がある場合は、取得後に確認をすることになります。仮に、認定支援機関の確認後、特例対象資産に変更が生じた場合、再度確認を受ける必要があります。したがって、実務上は、確認、申請とも令和3年1月中に行うことになると思われます。

2. 新規設備投資に対する固定資産税の減免

現行の中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置（生産性向上特別措置法に基づく特例措置）において、償却資産に加え、事業用家屋と構築物が対象とされました（改正地方税法附則62）。

(1) 対象資産

対象となる事業用家屋と償却資産は以下のとおりです。

①事業用家屋

取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

②構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

※事業用家屋、構築物ともに中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたものが対象となります。

(2) 対象期間

対象となる事業用家屋および償却資産に対して新たに固定資産税を課税されることとなった年度から3年度分減免されます。

(3) 減免される額

零から1/2以下の範囲で市町村等の条例で定める割合が減免されます。

Ⅲ 給付金・助成金等の税務上の取扱い

1. 特別定額給付金

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

(1) 特別定額給付金とは

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)により、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため実施された給付金です。

給付額は、給付対象者1人につき10万円とされました。

(2) 課税関係

非課税とされています(新型コロナ税特法4)。

2. 持続化給付金

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

(1) 持続化給付金とは

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により特に大きな影響を受けている、中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者(以下「個人事業者等」という。)のうち、給付対象者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金を給付するものです。

給付対象者は以下のとおりとされています。

①中小法人等のうち、一定の要件を満たす者

給付金の給付額は200万円を超えない範囲で、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(以下「対象月」といいます。)の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いた額とされています。

②個人事業者のうち、次に掲げる全ての要件を満たす者

・令和元年(平成31年)以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

・対象月が存在すること。

白色申告者等は、前年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較する。

給付金の給付額は、100万円を超えない範囲で前年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いた額とされています。

③主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人で、上記②に定める事業収入を得ていないため、②の給付対象者とならない場合であって、次に掲げる全ての要件を満たす者

・令和元年(平成31年)以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの(以下「業務委託契約等収入」といいます。)を主たる収入として得ており、今後も事業を継続する意思があること。

・対象月があること

この場合、対象月は、前年の月平均の業務委託契約等収入と比較して、月間の業務委託契約等収入が50%以上減少した月とする。

給付金の給付額は、100万円を超えない範囲で、前年の年間業務委託契約等収入から、対象月の業務委託契約等収入に12を乗じて得た額を差し引いた額とされています。

(2) 課税関係

①法人

益金に算入されます(法22①)。

②個人

(イ) 事業所得者

事業所得の計算上、総収入金額に算入されます(所法27、所令94①二)。

(ロ) 給与所得者

一時所得として課税されます(国税庁FAQ)

(ハ) 雑所得者

雑所得として課税されます(国税庁FAQ)

3. 家賃支援給付金

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

(1) 家賃支援給付金とは

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業の継続をささえるため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、賃借人である事業者に対して給付金を給付するものです。

給付の対象となるのは一定の法人または個人で

- ①令和元年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある
- ②令和2年5月から令和2年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以下のいずれかにあてはまる
 - ・いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている
 - ・連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている
- ③他人の土地・建物を事業のために直接占有し、使用・収益(物を直接に利活用して利益・利便を得ること)をしていることの対価として、賃料の支払いをおこなっている。のすべての要件にあてはまる者です。

地代・家賃として申告しているなど、申請者自らの事業のために使用・収益する土地・建物の賃料が対象されており、住居兼事業所については、事業用の地代・家賃として申告している部分のみ、給付の対象となります。

給付の対象となるには、以下のすべてにあてはまる事が条件となります。

- ①令和2年3月31日の時点で、有効な賃貸借契約があること。
- ②申請日時点で、有効な賃貸借契約があること。
- ③申請日より直前3か月間の賃料の支払いの実績があること。

ただし、以下のいずれかにあてはまる契約は、賃貸借契約であっても、給付の根拠とならない契約のため、これらの契約は対象にはなりません。

①転貸(又貸し)を目的とした取引

賃借人が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸をした場合(一部転貸の場合)、転貸をせず、自らが使用・収益する部分については、給付の対象となります。

②賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の取引(自己取引)

賃借人が賃貸人の代表取締役である場合や、賃借人が賃貸人の議決権の過半数を有している場合など、会社法に規定する親会社等の関係にある場合をさします。

③賃貸借契約の賃貸人と賃借人が配偶者または一親等以内の取引(親族間取引)

なお、賃料が売上に連動する場合も給付の対象となる場合があります。

(2) 課税関係

課税対象となります。すなわち、法人においては益金に算入され、個人事業者においては事業所得の計算上、総収入金額に算入されます。

4. 休業協力金等

(1) 休業協力金等とは

地方自治体によっては、国の緊急事態宣言等によって休業や営業時間の短縮等を要請されたこと等に対し、協力金等を支給する場合があります。

たとえば、東京都では「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」(令和2年4月10日公表)より、事業者に対し、施設の使用停止や施設の営業時間の短縮への協力を要請しましたが、この依頼に応じて、休業等の対象となる施設)を運営している事業者で、休業等に全面的に協力した中小企業、個人事業主等に対して、「東京都感染拡大防止協力金」を支給しています。

<https://kyugyo.metro.tokyo.lg.jp/>

(2) 課税関係

課税対象となります。すなわち、法人においては益金に算入され、個人事業者においては事業所得の計算上、総収入金額に算入されます。

5. 雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

(1) 雇用調整助成金とは

雇用調整助成金とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です（雇用保険法62）。現在は特例措置として新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成しており、助成額および支給上限額の引き上げが行われています。

(2) 課税関係

課税対象となります。すなわち、法人においては益金に算入され、個人事業者においては事業所得の計算上、総収入金額に算入されます。

ただし、雇用調整助成金は上記のとおり従業員に対する休業手当を支給するものですので、従業員に支給した休業手当等は損金または必要経費に算入されることとなります。

6. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

(1) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金とは

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金とは、令和2年4月1日から9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業期間中に休業手当を受けられなかった雇用保険の被保険者に対し支給される支援金です。

なお、雇用保険の被保険者でない労働者についても、被保険者に準じて給付金を支給することとされており、その給付金を新型コロナウイルス感染症対応休業給付金といいます。

(2) 課税関係

非課税とされています（雇用保険臨時特例法7）。

7. 課税・非課税の判定

(1) 事業に関連するもの

事業に関連して支給される助成金等（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）は、課税対象所得とされています。

したがって、法人においては益金に算入され（法法2

2①）、個人においては、事業所得の計算上、総収入金額に算入されます（所法27、所令94①二）。

(2) 事業に関連しないもの

それ以外の助成金等については、以下のとおり課税対象となります。

①助成金等の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの

- ・特別定額給付金（新型コロナ特法4）
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（雇用保険臨時特例法7）

②その助成金等が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの

- ・学資として支給される金品（所法9①十五）
- ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所法9①十七）

事業に関連しない助成金等（経済的利益を含みます。）のうち、以下のものは非課税とされています。

①一時所得に区分されるもの

例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金等

②雑所得に区分されるもの

上記に該当しない助成金等

(3) 主な助成金等の課税関係

国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、国税庁FAQが例示しています（後掲の表をご参照ください）。

(4) 従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取り扱いについては、令和2年5月15日に法令解釈通達が発遣されており、一定の条件にあうものは非課税として取り扱われます。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/2005xx/pdf/01.pdf>

8. 検討

給付金・助成金等の税務上の取扱いについては、上記のとおりですが、その内容については検討すべきものもあるように思われます。

本稿では実務上のポイントに絞っておりますので、詳細な議論はここでは行いませんが、ひとつには、持続化給付金における所得区分の問題があります。

いわゆるフリーランスの方々当初、持続化給付金の対象とならず問題となりましたが、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入の所得区分については、これまでも問題とされてきました。たとえば、法令解釈通達「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて」（課個5-5）においては、「事業所得とは、自己の計算において独立して行われる事業から生ずる所得をいい、例えば、請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供の対価は事業所得に該当する。また、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務の提供の対価は、事業所得に該当せず、給与所得に該当する」としていますが、この通達に立脚すると、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入が給与所得に該当することに疑問がないとは言えないと思われます。

給与所得と事業所得の区分を判示したものとしては、最高裁における昭和56年4月24日の判決があります（民集35巻3号672頁）。この判決は、「業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得」が両者のいずれに該当するかを判断するにあたっては、「租税負担の公平を図るため、所得を事業所得、給与所得等に分類し、その種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨、目的に照らし、当該業務ないし労務及び所得の態様等を考察しなければならない」としています。そして、「一般的抽象的に事業所得又は給与所得のいずれかに分類すべきものではなく」、「具体的態様に依りて」判断しなければならないと示していて、今回浮かび上がることとなった給与所得と事業所得の所得区分の問題は、一層の検討が必要であると考えます。

さらに、給与所得者の対象者に給付される持続化給付金は一時所得として課税されることとなりましたが、一時所得とは「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」とされています（所法34①）。持続化給付金は上述のとおり「事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付」を目的としており、その給付金が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」に区分されることについても、今後議論されるべきであると思われます。

【参考判例 Z117-4788】

給与所得と事業所得の区分を判示したもの

【参考判例 Z263-12319】

非常勤講師に対する業務委託契約の所得区分

(参考) 1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示)

非 課 税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条） ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条） <p>【新型コロナ特法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金（新型コロナ特法4条1号） ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ特法4条2号） <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学資として支給される金品（所得税法9条1項15号） ・学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号） ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
課 税	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（事業所得者向け） ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・東京都の感染拡大防止協力金 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金 ・小学校休業等対応支援金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（給与所得者向け） <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（雑所得者向け）

出典：国税庁 FAQ

(参考) 2 国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示)

(新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く。)

非 課 税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の失業等給付（雇用保険法12条） ・生活保護の保護金品（生活保護法57条） ・児童（扶養）手当（児童手当法16条、児童扶養手当法25条） ・被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法21条） <p>【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）（措置法41条の8第1項1号） ・子育て世帯臨時特例給付金（措置法41条の8第1項2号） ・年金生活者等支援臨時福祉給付金（措置法41条の8第1項3号） <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学資として支給される金品（所得税法9条1項15号） ・東京都認証保育所の保育料助成金
課 税	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すまい給付金 ・地域振興券 <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券（通常時のもの） ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）

出典：国税庁 FAQ

IV 役員給与（定期同額給与）の取扱い

税理士 川島 雅

1. 定期同額給与とは

次に掲げる給与をいいます。

(1) その支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与（以下 定期給与という。）で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの（法第34条①一）

(2) 定期給与で、次に掲げる改定がされた場合において、当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの（法第69条①一）

①当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日（以下「3月経過日等」といいます。）まで（継続して毎年所定の時期にされる定期給与の額の改定が3月経過日等後にされることについて特別の事情があると認められる場合にあつては、当該改定の時期）にされた定期給与の額の改定（法第69条①一イ）

②当該事業年度において当該内国法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情（臨時改定事由）によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定（①に掲げる改定を除きます。）（法第69条①一ロ）

③当該事業年度において当該内国法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（業績悪化改定事由）によりされた定期給与の額の改定（その定期給与の額を減額した改定に限り、①及び②に掲げる改定を除きます。）（法第69条①一ハ）

(3) 継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの（法第69条①二）

《国税庁 役員給与に関するQ&Aより抜粋》

2. 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額（国税庁FAQ5問6参照）

新型コロナウイルス感染症の影響により「業績悪化

改定事由」に該当した場合における定期給与の減額は、その改定前後の期間について、それぞれの支給額が同額であれば定期同額給与として取り扱われることになります。

「業績悪化改定事由」は、単なる業績の悪化ではなく著しい悪化とされていますので、利益調整のみを目的とするような減額改定はこれに該当しません。

「業績悪化改定事由」に該当するには、財務諸表の数値が相当程度悪化したことや倒産の危機に瀕したこと、第三者である株主や債権者等との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情などが生じていれば該当することになります。

第三者である株主がいない同族会社の場合は恣意的な改定とみられがちになりますので、債権者や銀行等との関係から客観的に見て「業績悪化改定事由」に該当していることを説明できる資料を準備しておく必要があると考えられます。

【参考裁決 J82-3-11】

経常利益が対前年比で6%減少している状況から決算月（平成20年7月）の2ヶ月前において代表取締役の給与を減額したが、この改定が業績悪化改定事由に該当するか争った裁決

3. 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額（国税庁FAQ5問6-2参照）

現状では数値的指標が悪化しているとまでは言えないものの、役員給与の減額などの経営改善策を講じなければ、客観的な状況から今後著しく悪化することが不可避と認められるような場合における定期給与の減額は、その改定前後の期間について、それぞれの支給額が同額であれば定期同額給与として取り扱われることになります。

役員給与に関するQ&A[Q1-2]では、売り上げの大半を占める主要な得意先が1回目の手形の不渡りを出したため、その事情を調べたところ、得意先の経営は悪化していて、その事業規模を縮小せざるを得ない状況にあることが判明し、数か月後には当社の売り上げが激減することが避けられない状況、国税庁FAQ5問6-2では、観光産業が、新型コロナウイルス感染症の影響により外国からの入国制限や外出自粛要請による観光客の減少のため事業活動を縮小しているが、減少した観光客等が回復する見通しも立たないという状況の事例です。

このように、客観的な状況から今後著しく業績が悪化することが不可避と認められる場合には「業績悪化改定

事由」に該当します。

なお、これらの経営改善策を講じたことにより、結果として著しく悪化することを予防的に回避できた場合であっても、「業績悪化改定事由」による減額改定として認められるものと考えられます。

このように客観的な状況により判断することになりますので、客観的な状況がない単なる将来の見込みにより役員給与を減額した場合は、「業績悪化改定事由」による減額改定として認められないこととなります。

4. 同一事業年度における役員給与減額後の増額

(1) 臨時改定事由に基づく増額改定

9月決算法人が、新型コロナウイルス感染症の影響による「業績悪化改定事由」により、4月から役員報酬を100万円から60万円に減額した。

役員給与減額その他、様々な経営改善策を講じたこと、また緊急事態宣言が解除され売り上げも戻ってきたことから、8月から役員報酬を減額前の100万円に戻すことにしたが、定期同額給与として認められるか。



「業績悪化改定事由」により減額した役員報酬を、会社の業績が回復してきたことを理由に同一の事業年度で増額した場合は、定期同額給与に該当しないと考えられます。

しかしながら、そもそも役員報酬の減額が「臨時改定事由」に該当するような場合、例えば、役員が新型コロナウイルスに感染して職務が執行することができなくなったために減額したが、回復して従前と同様の職務が可能となったので元の報酬額に戻したというような場合は、同一事業年度内であっても役員報酬の増額が認められることとなります。(役員給与に関するQ&A[Q5])

(2) 通常改定に基づく増額改定

3月決算法人が、新型コロナウイルス感染症の影響による「業績悪化改定事由」により、4月から役員報酬を100万円から60万円に減額した。

役員給与減額その他、様々な経営改善策を講じたこと、また緊急事態宣言が解除され売り上げも戻ってきたことから、6月の定時株主総会における通常改定で6月分から役員報酬を減額前の100万円に戻す場合は定期同額給与に該当するか。



この場合は、「業績悪化改定事由」により減額した役員報酬を元に戻すという改定ではなく、定時株主総会における通常改定と認められるので、定期同額給与に該当するものと考えられます。

V 新型コロナウイルス感染症に関する消費税の取扱い

税理士 熊王 征秀

新型コロナ税特法による承認申請手続は非常に複雑で難解な法律構成となっています。根拠法令や詳細な解説は「新型コロナ税特法に係る消費税の特例に関するQ&A(令和2年4月国税庁消費税法室)」(以下「消費税Q&A」といいます)をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/pdf/syouthizei3.pdf>

新型コロナウイルス感染症に対する税務上の対応策として、「新型コロナ税特法」が創設されました。消費税については、この新型コロナ税特法により、「課税事業者選択(不適用)届出書」の期限後提出が認められるとともに、課税事業者を選択した場合の「2年縛り」、調整対象固定資産や高額特定資産を取得した場合の「3年縛り」の制限も解除されます。

結果、課税事業者を選択して消費税の還付を受けた翌課税期間から免税事業者に戻ることや、課税事業者の選択後、これを取り消して免税事業者に戻することも可能となります。

また、新型コロナの発生を「災害」と認識し、「新型コロナ税特法」ではなく、消費税法第37条の2(災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例)により、「簡易課税制度選択(不適用)届出書」の期限後提出と簡易課税を選択した場合の「2年縛り」の制限を解除することが認められています。結果、課税期間の初日にさかのぼって本則課税に変更し、消費税の還付を受けた後で再び簡易課税を選択することや、課税期間の初日にさかのぼっての簡易課税の選択も可能となります。

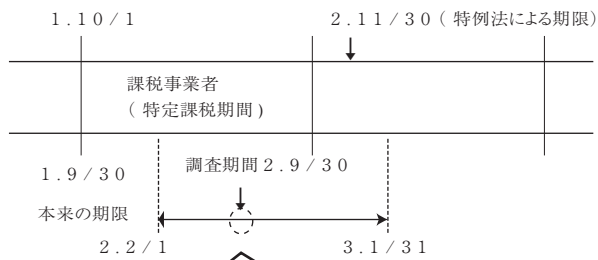
本稿では、令和2年9月決算法人について、【具体例】により申請期限を確認していきます。

1 課税事業者選択（不適用）届出書に関する特例

【具体例1】 課税事業者選択届出書の期限後提出

9月決算法人が、事業収入が著しく減少した令和2年9月決算期（特定課税期間）から課税事業者を選択する場合の申請書・届出書の提出期限は令和2年11月30日になります。

（注）令和2年が特定課税期間となる個人事業者の申請書・届出書の提出期限は令和3年3月31日になります。



新型コロナ特例法は、令和2年2月1日～令和3年1月31日までの間のうち、任意の連続した1か月以上の期間（調査期間）の事業収入が、前期比で概ね50%以上減少した場合のその調査期間を含む課税期間（特定課税期間）以後の課税期間について適用することができます。

（提出書類）

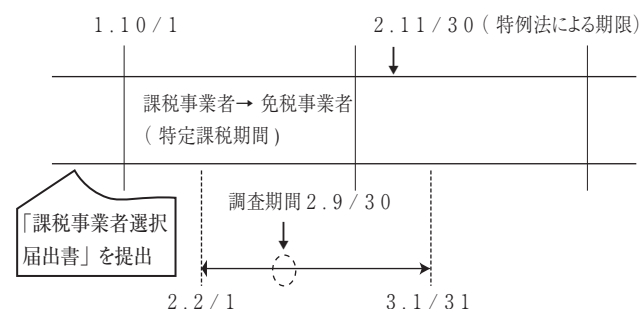
- ・消費税課税事業者選択届出書
- ・新型コロナ特例法第10条第1項（第3項）の規定に基づく消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書（別紙様式1）

※ 適用除外… 新型コロナ特例法により、下記の制度が適用除外となります。

- ・「課税事業者選択届出書」を提出した場合の「課税事業者選択不適用届出書」の提出制限（いわゆる「2年縛り」の制度）
- ・強制適用期間中に調整対象固定資産を取得した場合の「3年縛り」による本則課税の強制適用

【具体例2】 課税事業者選択不適用届出書の期限後提出（課税事業者選択届出書の取消し）

事業収入が著しく減少した令和2年9月決算期（特定課税期間）から課税事業者を選択した9月決算法人が、課税事業者の選択を取り消して令和2年9月決算期から課税事業者の選択をやめる場合の申請書・届出書の提出期限は令和2年11月30日になります。

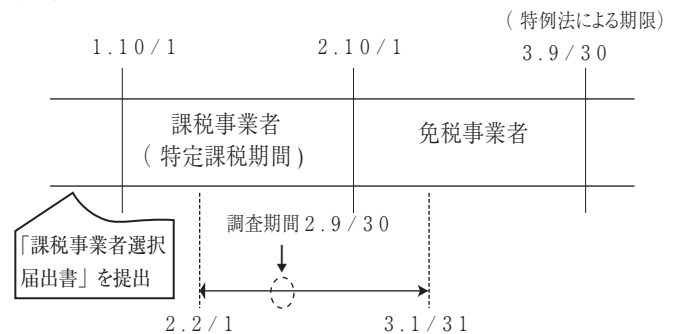


（提出書類）

- ・消費税課税事業者選択不適用届出書
- ・新型コロナ特例法第10条第1項（第3項）の規定に基づく消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書（別紙様式1）

【具体例3】 課税事業者選択不適用届出書の期限後提出（その2）

事業収入が著しく減少した令和2年9月決算期（特定課税期間）から課税事業者を選択した9月決算法人が、令和3年9月決算期から課税事業者の選択をやめる場合の申請書・届出書の提出期限は令和3年9月30日になります。



（提出書類）

- ・消費税課税事業者選択不適用届出書
- ・新型コロナ特例法第10条第1項（第3項）の規定に基づく消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書（別紙様式1）

※ 適用除外… 新型コロナ特例法により、下記の制度が適用除外となります。

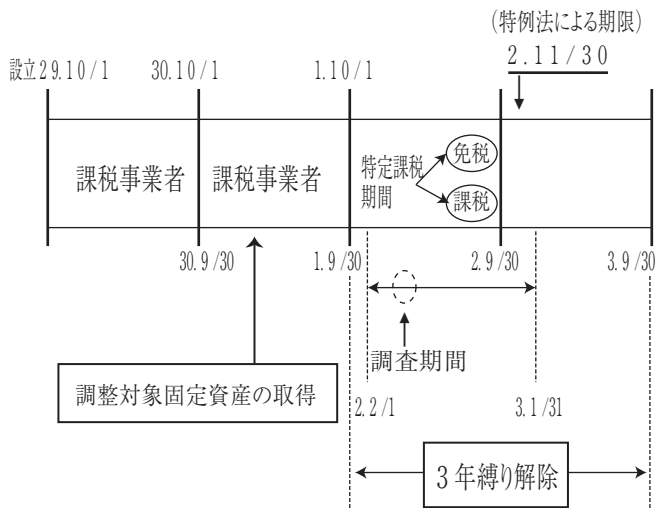
- ・「課税事業者選択届出書」を提出した場合の「課税事業者選択不適用届出書」の提出制限（いわゆる「2年縛り」の制度）
- ・強制適用期間中に調整対象固定資産を取得した場合の「3年縛り」による本則課税の強制適用

2 3年縛りの制限の解除

【具体例4】 新設法人が2期目に調整対象固定資産を取得した場合

平成29年10月1日に資本金1,000万円で設立した新設法人が、設立2期目（令和元年9月決算期）に調整対象固定資産を取得した場合において、事業収入が著しく減少した令和2年9月決算期（特定課税期間）から「3年縛り」を解除する場合の申請書の提出期限は令和2年11月30日になります。

新型コロナ特例法第10条第4項から第6項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書（別紙様式2）



○ 特定課税期間から免税事業者になるケース

設立3期目（令和2年9月決算期）の基準期間である設立1期目（平成30年9月決算期）の課税売上高が1,000万円以下で、かつ、特定期間（平成30年10月1日～平成31年3月31日）中の課税売上高と給与等の支払額のいずれかが1,000万円以下の場合には、新型コロナ特例法による申請書を提出し、承認を受けることにより、「3年縛り」は解除されます。

結果、特定課税期間である設立3期目（令和2年9月決算期）は免税事業者になることができます。

○ 特定課税期間から課税事業者になるケース

設立3期目（令和2年9月決算期）の基準期間である設立1期目（平成30年9月決算期）の課税売上高が1,000万円を超える場合または特定期間（平成30年10月1日～平成31年3月31日）中の課税売上高と給与等の支払額のいずれもが1,000万円を超える場合には、設立3期目は課税事業者となりますので、「課税事業者届出書」を速やかに提出する必要があります。

この場合において、新型コロナ特例法による申請書を提出し、承認を受けることにより、「3年縛り」は解除されますので、「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」を期限までに提出することにより、設立3期目（令和2年9月決算期）は簡易課税制度の適用を受けることができます（「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」に期限については③を参照）。

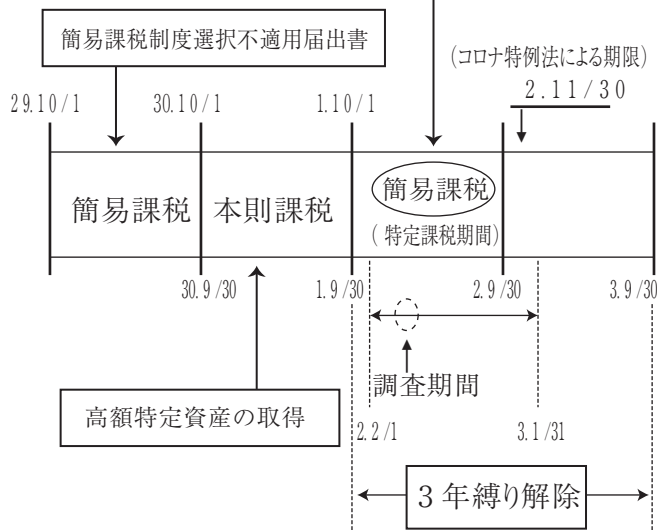
【具体例5】 高額特定資産を取得した場合

簡易課税制度の適用を受けている9月決算法人が、平成30年9月決算期に「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出し、令和元年9月決算期は本則課税により申告したが、事業収入が著しく減少した令和2年9月決算期（特定課税期間）から「3年縛り」を解除する場合の申請書の提出期限は令和2年11月30日になります。

新型コロナ特例法第10条第4項から第6項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書（別紙様式2）

この場合において、新型コロナ特例法による申請書を提出し、承認を受けることにより、「3年縛り」は解除されますので、「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」を期限までに提出することにより、設立3期目（令和2年9月決算期）は簡易課税制度の適用を受けることができます（「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」の期限については③を参照）。

「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」の提出による承認が要件



※新型コロナ特例法に関する申請書の申請期限については、「消費税Q & A」の次のページに詳細な解説がされていますので参考にして下さい。

「課税事業者選択届出書」の期限後提出と取消し【具体例1・2】	7 頁
「課税事業者選択不適用届出書」の期限後提出【具体例3】	
新設法人と特定新規設立法人の3年縛りの制限の解除【具体例4】	13 頁
高額特定資産を取得した場合の3年縛りの制限の解除【具体例5】	18 頁
高額特定資産に該当する棚卸資産につき、税額調整をした場合の3年縛りの制限の解除	23 頁

3 簡易課税制度選択（不適用）届出書に関する特例
 新型コロナ（災害）の影響により事務処理能力が低下したため、本則課税による申告が困難となることが予想されます。また、感染予防のための増設工事や備品の購入などが必要となるにも関わらず、簡易課税制度が強制適用となったのでは、消費税の控除あるいは還付を受けることができません。

こういった事情に配慮して、課税期間の中途において災害が発生した場合には、その災害がやんだ後2か月以内に承認申請をすることにより、その災害があった課税期間の初日にさかのぼって、簡易課税の選択あるいは取り止めができることとされています。

この場合において、課税期間の初日にさかのぼって簡易課税を選択する場合には、たとえ3年縛りの強制適用期間中であっても本則課税から簡易課税への変更が認められています(消法37の2①)。

また、課税期間の初日にさかのぼって簡易課税制度の適用を止める場合には、たとえ簡易課税制度の強制適用期間を満了していなくとも、簡易課税を取り止め、本則課税に切り替えることが認められています(消法37の2⑥)。

□ 申請書の提出期限に注意する!

承認申請書の提出期限は、災害がやんだ後2か月以内とされていますが、災害がやんだ日とその承認を受けようとする課税期間の末日の翌日以後の場合には、確定申告書の提出期限までに申請書を提出する必要があります(消法37の2②)。

なお、個人事業者の場合には、確定申告書の提出期

限が3月31日であることから、災害がやんだ日の属する年の前年にさかのぼって承認を受けようとする場合には、2月1日以後に災害がやんだ場合についてだけ、申請書の提出期限が3月31日となります。たとえば、1月10日に災害がやんだ場合には、申請書の提出期限は3月10日になるのに対し、3月10日に災害がやんだ場合には、申請書の提出期限は、確定申告書の提出期限である3月31日になるということです(消基通13-1-8(1))。

また、国税通則法第11条<災害等による期限の延長>の規定により申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長された期限までに申請書を提出すればよいこととされています(消基通13-1-8(2))。

(提出書類)

- ・消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書
- ・災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書（第35号様式）

□ 新型コロナ特例法との関係

災害等による簡易課税の特例承認申請は、消費税法第37条の2（災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例）に基づくものです。したがって、調査期間の事業収入が前期比で概ね50%以上減少していなくても承認申請をすることができます。

ただし、災害等による簡易課税の特例承認申請が認められるかどうかの判断は、申請内容により個別に判断することとされています。

おわりに

以上、新型コロナウイルス関連税制について、5つのポイントに絞って解説を試みました。新型コロナウイルスに対しては、各種助成金、給付金そして税制とも、日々刻々といても過言ではないほど制度の内容が変わっておりますので、実際の申請・申告にあたっては、本文中に示しましたURLなどをご参考に、必ず最新の情報をお確かめくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症拡大につきまして、みなさまのご心労はいかばかりかとお察し申し上げますとともに、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と、みなさまのご自愛のほどを心よりお祈り申し上げます。



TAINSメールニュース No.456 2020.04.02

源泉徴収義務／インド法人に支払った金員／租
税条約に異なる定めがある場合

(平30-02-15 非公開裁決 棄却 F0-1-946)

本件は、医薬品製造販売業を営むA社が、インド所在の外国法人に対し医薬化学物質の研究及びコンサルティング業務を委託し、その業務委託料(本件金員)を支払ったところ、原処分庁が、所得税法162条(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)の規定により、国内源泉所得とみなされるとして、源泉所得税等の納税告知処分をした事案です。審判所は、次のように判断しました。

日印租税条約12条の規定からすると、日本法人が、インド法人に対して、インド国内において提供された技術上の役務に対する料金を支払う場合、当該料金は、日本国内において生じたものとされ、日本の法令に従って租税を課すこと

ができ、国内源泉所得となる。委託業務のうちの一部は、インド法人が医薬化学物質や化学化合物の合成、実験及び分析等を行うというものであり、また、一部は、インド法人がインドにおける薬事法規制等に関するコンサルティングを行うものであるといえるから、これらの業務は、専門的知識を有するインド法人の知識又は技能を活用して行う役務の提供であったといえることができる。

そうすると、本件金員は、所得税法162条後段の規定により、国内源泉所得の一つである同法161条2号に規定する「人的役務の提供に係る対価」とみなされるため、A社は、本件金員の支払の際、源泉徴収義務を負うと認められる。

《検索方法》【キーワード】 F0-1-946

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.457 2020.04.09

損害賠償額の算定／将来の逸失利益の計算にお
ける控除すべき中間利息の割合

(平17-06-14 最高裁判決 破棄差戻し Z999-5415)

原審(札幌高裁)は、交通事故による損害賠償額の算定において、A(被上告人の子)の将来の逸失利益を現在価値に換算するための中間利息の控除割合を年3%とすることが将来における実質金利の変動を考慮しても十分に控え目なものというべきである旨を示して、被上告人らの請求を一部認容したところ、一審被告(上告人)が上告した事案です。最高裁は、原審の判断は是認することができないとして、原判決中上告人の敗訴部分を破棄し、原審に差し戻しました。

民法404条において民事法定利率が年5%と定められたのは、ヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率、我が国の一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法に

よれば年5%の利息を生ずべきものと考えられたからである。

損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価値に換算するについても、法的安定及び統一的処理が必要とされるのであるから、民法は、民事法定利率により中間利息を控除することを予定しているものと考えられる。

事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合についての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互間の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争の予防も図ることができる。諸点に照らすと、損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価値に換算するために控除すべき中間利息の割合は、民事法定利率によらなければならないというべきである。

《検索方法》【キーワード】 Z999-5415

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.458 2020.04.16

みなし譲渡課税／非上場株式の低額譲渡～納税
者逆転敗訴～

(令02-03-24 最高裁 破棄差戻し Z888-2296)

この事案では、非上場株式の譲渡について、所得税法59条1項の「その時における価額」は、配当還元価額(1株当たり75円)か、類似業種比準価額(1株当たり2505円)かが争われました。具体的には、所基通59-6を条件に適用される評価通達188の(3)の少数株主の判定は、譲受人の株式取得後の議決権割合によるのか、譲渡人の株式譲渡直前の議決権割合によるのかです。

最高裁では、次の判断をし、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻しました。

株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではな

いのであって、譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。

所基通59-6の定めは、譲渡所得に対する課税と相続税等との性質の差異に応じた取扱いをすることとし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことをいう趣旨のものといえることができる。

ところが、原審は、本件株式の譲受人であるC社が評価通達188の(3)の少数株主に該当することを理由として、本件株式につき配当還元方式により算定した額が本件株式譲渡の時における価額であるとしたものであり、この原審の判断には、所得税法59条1項の解釈適用を誤った違法がある。

《検索方法》【キーワード】 Z888-2296

(税法データベース編集室：依田 孝子)



TAINSメールニュース No.459 2020.04.23

配当所得該当性／外国法人の事業分割に伴い日本の居住者に交付された株式

(令01-08-01 公表裁決 棄却 J116-2-02)

日本の居住者である甲は、米国に本店を置くH社の株式を米国の証券口座にて保有していました。H社は平成27年に事業分割を行い、それに伴い甲は上記証券口座にてM社株式を取得しましたが、米国での課税はありませんでした。

原処分庁は、M社株式の取得は、剰余金の配当であり、所得税法24条で剰余金の配当から除外される法人税法2条12号の9の分割型分割でないとして、所得税の更正処分等を行った事案です。審判所は、処分は適法であるとしています。

H社によるM社の株式の交付に当たっては、本件事業分割に伴いH社から商号変更したN社の連結株主資本等変

動計算書上、利益剰余金のみが減少していることが認められる。したがって、請求人に対する本件株式の交付は、H社の株主としての地位を有する者に対し、H社の利益剰余金を原資として行われたものといえることができるから、所得税法24条1項に規定する剰余金の配当に該当すると認められる。

米国においては、権利義務の一般承継を特徴とする会社分割制度は存在しない。本件事業分割は、我が国の会社法上の分割に相当する法的効果を具備するものとはいえないというべきである。したがって、本件事業分割は、法人税法2条12号の9に規定する分割型分割には当たらないというべきである。

《検索方法》【キーワード】 J 1 1 6 - 2 - 0 2

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.460 2020.04.30

損金の額／売上原価／高額譲受けにより取得した土地の購入価額と時価との差額

(令01-10-18 東京地裁 却下・棄却 Z888-2288)

本件は、原告が時価を超える額の対価で購入した土地を売却し、購入価額全額を売上原価として損金の額に算入して法人税の確定申告をしたところ、津山税務署長から、購入価額のうち時価との差額は損金の額に算入できないとして更正処分等を受けた事例です。裁判所は、時価よりも高額な売買代金による高額譲受けが行われた場合に、当該資産の「購入の代価」をどのように評価すべきかについて、法人税法や法人税法施行令に直接の規定は設けられていないとしながらも、次のとおり判断して、原告の訴えを棄却しました。

法人が時価よりも高額の売買代金により不動産等の資産を購入した場合も、売買代金と時価との差額は、買主たる法

人から売主に「供与」された「経済的な利益」であり、そのうち「実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額」については、法37条7項が定義する「寄附金の額」に該当することになる。そうすると、棚卸資産の高額譲受けにおいても、当該対価の額と当該資産の時価との差額については、その全部又は一部が「寄附金の額」と評価される場合には、法人税法の適用上、損金の額への算入が制限されるのであるから、そのような扱いを受ける当該差額は、「売上原価」とは異なる費用又は損失の額として別途損金該当性を判断すべきものというべきである。したがって、当該差額は、法22条3項1号にいう「売上原価」に当たらず、法令32条1項1号イの「当該資産の購入の代価」には含まれないと解するのが相当である。

《検索方法》【キーワード】 Z888-2288

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

税理士がつくる、税理士のためのデータベース

無料お試し会員受付中

お試し会員へ
の申し込み方法

- STEP.1 お手元に税理士登録番号をご用意ください。フォーム入力の際に必要なになります。
- STEP.2 お試し会員申込みフォーム <https://app6.tains.org/form/trial/> より、必要事項をご入力いただき、送信してください。
- STEP.3 送信いただいた内容に沿って、事務局にて照会・会員登録作業を行います。
- STEP.4 お客様宛に利用可能の旨が記載されたメールが届きます。内容に沿ってTAINSをご利用ください。



TAINSメールニュース No.461 2020.05.07

賃貸用土地にある賃借人所有の建物収去費用
～必要経費算入の可否～

(令01-09-20 公表裁決 全部取消し J116-2-03)

不動産貸付業を営む請求人らが、その賃貸していた土地上にある土地の賃借人所有の建物収去に要した費用について、いずれも不動産所得の金額の計算上必要経費に算入して所得税等の確定申告をしたところ、原処分庁が、その費用は、所得税法45条(家事関連費等の必要経費不算入等)1項の家事上の経費に該当し、必要経費に算入することができないとして更正処分等を行った事案です。

審判所は、次のように判断し、請求人らの主張を認めました。

請求人らは、一連の法的手続を執ることにより賃料を支払わない賃借人から本件土地の明渡しを受け、それと並行して新たな賃借人への貸付けに取り掛かる等、土地の貸

付け業務は賃貸借契約終了後も本件各建物の収去に至るまで継続していたものと認められる。加えて、請求人らは、本件土地から収益を得る業務を遂行するには、本件各建物を収去する必要がある、自らが負担することを想定して法的手続を遂行して本件各建物収去費を支出し、賃借人は無資力であることから、請求又は事後的に求償しても回収が見込めない状況にあり、本件各建物収去費は、請求人らにおいて、負担するほかなかったものと認められる。

そうすると、本件各建物収去費の支出は、客観的にみて、請求人らの不動産所得を生ずべき業務と直接関係し、かつ、業務の遂行上必要なものであったといえるから、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。

《検索方法》【キーワード】 J 1 1 6 - 2 - 0 3

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.462 2020.05.14

役員給与該当性と給与としての経理処理が事実
を仮装しているか否か

(令02-01-16 東京高裁 棄却・確定 Z888-2294)

本件は、控訴人が自己の従業員であるとするAに給与を支給した額(月額45万円)が、(1)控訴人代表者に対する役員給与に該当するか、(2)事実を仮装して経理をすることにより支給されたものであるかなどを争点とした事案です。

控訴人は、茂原税務署長から、控訴人代表者とAは内縁関係にあり、支給した額は、役員給与であるから法人税法34条3項の規定により、損金の額に算入できないなどとして7期にわたる更正処分を受け、源泉所得税等の納税告知処分、さらに、不納付加算税及び重加算税の各賦課決定処分を受けました。

東京高等裁判所は、次のとおり判断して、控訴人の主張を棄却しました。

控訴人は、Aへの本件各支給額が内助の功に報いる生活保障の趣旨で支払われたものであるとしても、Aに贈与したものであるべきであり、控訴人がこれを支払ったことにより控訴人代表者が経済的な利益を得たということとはできないと主張する。しかしながら、自らの内縁の妻の内助の功に報いる生活保障のための費用は控訴人代表者が個人として負担すべきものであり、これを控訴人が負担することは、控訴人代表者に対して法人税法34条4項の経済的利益をもたらす、同条3項の給与を支給するものと認められるというべきである。

本件各支給額をAに対する給与として経理処理した行為は事実を仮装して経理したものであると認められ、同条3項の規定が適用されることは明らかである。

《検索方法》【キーワード】 Z 8 8 8 - 2 2 9 4

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&Amaster・速報税理・ProfessionJournal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、この情報は、TAINS 本体の判決・裁決等からリンクしており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができるほか、雑誌自体の検索も可能となっています。



TAINSメールニュース No.463 2020.05.21
無申告加算税の正当な理由／未成年後見人が提出した準確定申告書

(平31-02-01 非公開判決 棄却 F0-1-1024)

本件は、請求人が、平成29年に死亡した父の所得税等の準確定申告書を死亡の日の翌日から4か月経過後に提出したため、原処分庁が、無申告加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、未成年者である請求人が相続の開始を知った日は、未成年後見人が選任された日であるから、選任された日の翌日から4か月以内に提出された当該申告書は期限後申告書に該当しないとして、原処分の取消しを求めた事案です。審判所は、次のように判断して請求を棄却しました。

所得税法125条1項に規定する「相続の開始があったことを知った日」とは、その相続人が相続の開始原因たる被相続人の死亡という事実を知った日をいうものと解するのが相当である。請求人は、被相続人(亡父)が死亡するまで被相

続人と同居していたのであるから、相続開始日に被相続人の死亡という事実を知ったとみるのが相当である。請求人は〇〇という年齢であったものの意思能力を欠いていたとは認められない。したがって、本件準確定申告は期限後申告となる。

請求人は、単独で法律行為をすることができない未成年者であったこと等から「正当な理由」がある旨主張する。しかし、被相続人について申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人に当該申告書の提出義務が発生し、提出期限までに当該申告書を提出しなければならないのであり、所得税法125条の適用は、相続人が未成年者であるか否かに関わらないから、上記事情は期限内申告がなかったことについて客観的な事情であるとはいえない。

<検索方法> 【キーワード】 F0-1-1024

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.464 2020.05.28
課税仕入れの時期／建物等の譲受けの場合／契約基準(通達ただし書)の適用

(令01-09-26東京高裁 棄却 上告受理申立て Z888-2285)


控訴人が、建物等の取得に係る支払対価の額及び司法書士報酬の額を売買契約日の帰属する課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に算入して、消費税等の確定申告をしたところ、行橋税務署長が更正処分等をしたため、更正処分等には、「課税仕入れを行った日」の解釈及び適用を誤った違法があるなどとして、更正処分等の一部の取消しを求める事案です。少額の金地金の売買を行い課税売上割合を100パーセントとすることにより消費税等の還付を受けるスキームが否認された事案が何件か収録されていますが、そのうちの1件の高裁判決です。

控訴人は、権利確定主義は一義的な基準とはなり得ず、

結局、取引の経済的実態からみて合理的な基準が何であるかを個別具体的な取引を一定程度類型化して定めるほかない旨主張するところ、確かに、「課税仕入れを行った日」あるいは「資産の譲渡の時期」について、一義的な基準を設けることは困難であり、法令や制度の趣旨を踏まえて合理的な解釈が必要となる場面も想定され得ることは事実であるが、本件においては、事実関係を具体的かつ詳細に検討しても、契約の締結の日に建物の現実の支配が移転し、譲渡に係る権利又は債務が確定するに至った状態が生じたことを認めることは到底できないから、本件における契約の締結の日を契約の効力発生の日として資産の譲渡の時期と認めることは相当でない。

<検索方法> 【キーワード】 Z888-2285

(税法データベース編集室：大高 由美子)



税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが
 専門家としての要件とも言われています。
 専門家責任を果たすための一つの手段として、
 加入をおすすめしています。

資料請求先 株式会社日税連保険サービス
 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

ホームページ [ぜいばいほけん](#) [検索](#)

電話0120-320-912 FAX 03-5435-0907

■TAINSメールニュース No.465 2020.06.04

国家賠償請求～固定資産税の小規模住宅用地特例の適用誤り～

(平30-12-10 東京地裁 認容 Z999-8415)

原告が所有する建物(店舗、居宅、事務所)は、その3階及び4階のほか、1階及び2階の階部分等が居住部分であり、その割合は約50.88%でした。ところが、住宅用地の申告をしなかったために、自治体は外観で判断し、3階及び4階の部分のみが居住部分と理解し、その割合を約44.48%とし、地方税法施行令52条の11第2項2号イに基づき、建物の敷地の各地積に0.5を乗じた面積についてのみ小規模住宅用地特例を適用しました。正しい割合で計算すれば1.0でした。本件では、申告を怠った以上やむを得ないのか、それとも賦課処分なので、自治体の実態を把握し正しく課税すべき義務があるといえるかが争われました。東京地裁では、次のとおり判断し、原告の請求を認容しました。

練馬都税事務所の土地担当職員は、建物の新築当時、調査等を尽くすことなく、建物の3階及び4階の床面積の合計228.51平方メートル(居住部分の割合は約44.48%)を建物の居住部分の床面積であると認定し、小規模住宅用地特例の適用を誤ったということができ、その後も、上記適用の誤りを修正することなく、上記認定を漫然と引き継いできたことが認められるから、固定資産税等の賦課処分の主体として、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしたとはいえない。したがって、練馬都税事務所長が、上記認定に基づき、固定資産税等の過大な各賦課決定を行ったことについても、職務上の注意義務違反が認められるから、各賦課決定を行ったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

《検索方法》【キーワード】Z999-8415

(税法データベース編集室：依田 孝子)

■TAINSメールニュース No.467 2020.06.11

個別対応方式の用途区分／調剤薬局等が問屋から仕入れた医薬品等

(令01-07-17 公表裁決 一部取消し J116-4-09)

本件は、調剤薬局等を営む請求人が、消費税等の確定申告に際し、調剤薬品等の仕入れについて、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに区分すべきところを、非課税売上対応分に区分して控除対象仕入税額を算出していたとして、原処分庁に対し、更正の請求を行った事案です。

請求人は、医師の処方箋に基づく医薬品等の販売のほか、日常的に他の薬局との間で調剤薬品等を融通合っていました。審判所は、他の薬局からの調剤薬品等の仕入れを非課税売上対応分に区分したことは誤りではないが、調剤問屋からの仕入れは、共通売上対応分に区分するの

が相当と判断し、請求人の主張を一部認めています。

請求人は、調剤問屋より仕入れた調剤薬品等については、本件各課税期間以前から、医師の処方箋に基づいて販売するだけでなく、他の薬局からの都度の要請という仕入れ後の事情により、一定数は必ず他の薬局へ販売する状況にあったと認められる。そうすると、請求人が本件各課税期間において調剤問屋仕入れを行った日の状況としては、調剤問屋より仕入れた本件調剤薬品等は、将来、その他の資産の譲渡等のみによらず、仕入れ後の事情により、課税資産の譲渡等に要することも予定されていたと認められるから、共通売上対応分に区分するのが相当である。

《検索方法》【キーワード】J116-4-09

(税法データベース編集室：草間 典子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて

税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

◆全税共の事業◆

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険	経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
経営者保険総合プラン	定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
経営者スーパープラン	ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
団体所得補償保険	就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
新・団体医療保険	入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
介護・がん補償保険	要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン

ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか





TAINSメールニュース No.468 2020.06.18

不動産取得税／共有物の分割／全体が一体的に利用されている土地の超過持分

(令02-03-19 最高裁 破棄自判 Z999-8418)

本件は、全体が駐車場として一体的に利用されている土地(1183平方メートル)を共有(持分各2分の1)していたAが、同土地の共有物分割により、土地1(617平方メートル、他の共有者は566平方メートル)を取得したところ、泉北府税事務所長から不動産取得税賦課決定処分(本件処分)を受けた事例です。原審は、本件処分が、他の合理的な計算方法を試みることなく、漫然と地積比に従ってあん分計算をして土地1の価格を算定したことには、違法があるとして、本件処分の取消請求を認容したのに対し、最高裁判所は、次のとおり判断して、原判決を破棄し、被上告人(Aの訴訟承継者)の控訴を棄却しました。

固定資産評価基準により隣接する2筆以上の宅地を一画

地として認定して画地計算法を適用する場合において、各筆の宅地の評点数は、画地計算法の適用により算出された当該画地の単位地積当たりの評点数に、各筆の宅地の地積を乗ずることによって算出されるものというべきである。本件処分は、本件取得につき、固定資産評価基準によって本件土地1に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を算定し、これに基づいて持分超過部分に係る課税標準及び税額を算定してされたものであるところ、上記の本件土地1の価格について、固定資産評価基準の定める評価方法に従って決定される価格を上回る違法があるとはいえないし、その客観的な交換価値としての適正な時価を上回る違法があるというべき事情もわかれなから、これを基礎としてされた本件処分に違法はない。

〈検索方法〉【キーワード】Z999-8418

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

TAINSメールニュース No.469 2020.06.25

海外子会社への現物出資が適格現物出資に該当するか否か～塩野義製薬事件～

(令02-03-11 東京地裁 認容一部棄却 Z888-2305)

内国法人である原告は、米国法人との間で、医薬品用化合物の共同開発等を行うジョイントベンチャーを形成する契約を締結し、同契約に基づき、英国領ケイマン諸島において、特例有限責任パートナーシップであるCILPを設立し、そのパートナーシップ持分を保有していましたが、平成24年10月31日、上記CILPのパートナーシップ持分全部を原告の英国完全子会社に対し、現物出資により移転しました。原告は、本件現物出資が適格現物出資に該当するとして、法人税等につき確定申告をしたところ、東税務署長から本件現物出資が適格現物出資に該当しないことなどを理由に各更正処分等を受けた事案です。

原告が、本件現物出資は、法人税法施行令4条の3第9

項に規定する「国内にある事業所に属する資産」を外国法人に移転するものではなく、適格現物出資に該当すると主張して争いました。裁判所は、次のように判断して原告の主張を認容し、納税者勝訴となりましたが、被告の国は控訴しています。

本件現物出資の対象財産であった本件CILP持分は、その主たる構成要素であるCILPの事業用財産の共有持分のうち主要なものの経常的な管理が国内にある事業所ではない米国その他の我が国以外に所在した事業所において行われていたといえることができるから、「国内にある事業所に属する資産」には該当しないというべきである。したがって、本件現物出資は、適格現物出資に該当するものと認められる。

〈検索方法〉【キーワード】Z888-2305

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

<p>税理士業界一筋45年余の信頼と実績</p> <p>税理士顧問料の集金は 報酬自動支払制度 にお任せください。</p>		
<p>業務負担を大幅軽減！ 未収金防止に役立ちます！</p>		
<p>報酬自動支払制度が選ばれる理由</p>		
<p>理由① 基本料金0円！</p> <p>関与先1件、335円で利用可能</p> <p>*郵送型「POST」の場合</p>	<p>理由② 総合的な売上管理が可能</p> <p>口座振替「未利用」の関与先様も含めた総合的な管理が可能。(無料)未収金の一覧も自動生成されます。</p> <p>*ネット型「e-NET」の場合</p>	<p>理由③ 相続税や確定申告など不定期の報酬にも対応！</p> <p>年1回・半年に1回等不定期に発生する報酬もご利用いただけます。</p>
<p>選べる2つの方式</p>		
<p>POST 帳票を毎月郵送</p> <p>まずは1件から始めたい先生におすすめです。</p> <p>■ 利用料金 基本料・・・無料 口座振替請求手数料・・・335円/件</p>		
<p>e-NET ネットで管理も楽々</p> <p>集金管理の効率化を図りたい先生におすすめです。 [e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)]</p> <p>■ 利用料金・・・1,800円/月 (5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。) 口座振替請求手数料・・・240円/件</p> <p>*表示金額に消費税は含まれません。</p>		
<p>東京税理士協同組合</p>	<p>東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 〒151-0051 http://www.tozeikyoo.jp</p>	<p>お問い合わせ 0120-155-551 資料請求 東京税理士協同組合 事務代行社</p> <p>ホームページからどうぞ</p> <p>日税ビジネスサービス</p>

1 税法データベース収録情報一覧 2020.6.30現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,145	3,282	1,515	294	516	348	795	12,895
裁 決	2,009	1,542	1,140	426	220	10	1	5,348
通 達	3,568	4,690	2,004	741	21	0	246	11,270
相 談 事 例	3,743	3,941	2,827	2,406	125	1	332	13,375
その他文書	0	0	0	0	0	0	88	88
行政文書	84	141	0	19	2	0	1,932	2,178
計	15,549	13,596	7,486	3,886	884	359	3,394	45,154

・裁決には、非公開裁決2,854件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は8,541件です。

2 収録期間

2020.6.30現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和2年3月24日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和元年12月24日まで
その他	判決・裁決	令和元年12月24日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

2020年6月30日現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,287	23
東 京 地 方	684	6
千 葉 県	241	2
関 東 信 越	555	2
近 畿	1,191	4
北 海 道	193	1
東 北	343	1
名 古 屋	480	2
東 海	330	3
北 陸	154	1
中 国	328	1
四 国	168	0
九 州 北 部	293	0
南 九 州	234	1
沖 縄	73	0
小 計	7,554	47
そ の 他	237	
合 計	7,838	

TAINS 研修会のお知らせ

※最新情報は TAINS のホームページ「お知らせ・トピックス」の「研修情報」をご確認ください。



- 発行日／2020年7月15日(VOL.26 通巻第223号)
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／西村 高史
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail : info@tains.or.jp
- HP : https://www.tains.org

『タインズ・シックス』はサービス面でもバージョンアップしました。

■「無料お試し会員」もスタート



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応

会費・利用料	
個人会員 <small>税理士個人の方はこちら。</small>	法人会員 <small>税理士法人でライセンス以上ご利用の方はこちら。</small>
月払い 2,018円 (税込)	月払い 4,037円～ (税込)

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度

24,216円 → **22,186円**
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。
 FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。



入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士 (法人) 登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名 / 法人名			
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的 (メールニュース・研修等の TAINS からのお知らせ) の範囲内で適切に取り扱いいたします。

※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。

※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。

※お申込み確認後、ID 及びパスワードをメールでお知らせいたします。

※入会月は無料です。

※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
 TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
 Mail: info@tains.or.jp HP: https://www.tains.org

次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は昭和 28 年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった当時の税理士によって創立されました。

その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。

弊社独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、
弊社ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいところの寄り添いが、大きな助け合いの輪に―。

「にちぜいきょうさい」は、この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、引き続き活動してまいります。

是非とも皆様のご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 **江本 英仁**（関東信越税理士会 会長）



税理士 団体保障

選べる医療保障 マイセレクト

団体介護保障

おしどり保障

所得補償

個人年金

普通年金

大型年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

